

## 独立行政法人福祉医療機構業務方法書変更の概要

今回の業務方法書の変更は、以下の点につき変更を行うものである。

1. 平成 22 年度予算に合わせて福祉医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正
2. 基金の廃止に係る改正

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

### 1. 福祉医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

#### ◆共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所に係る貸付金の使途の拡大

共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）について、経営資金を貸付対象に加える。

【第 6 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の使途	○建築資金 ○設備備品整備資金 ○土地取得資金 ○経営資金	○建築資金 ○設備備品整備資金 ○土地取得資金

#### ◆ユニット型特別養護老人ホームの償還期間等の延長

ユニット型特別養護老人ホーム（耐火構造）の償還期間及び据置期間を延長するのに伴い設置・整備資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間を次表のとおり改める。

【第 16 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
償還期間	25 年以内	20 年以内
据置期間	3 年以内	2 年以内

#### ◆障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設の貸付金の限度額の引き下げ

障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項、第 48 条及び第 58 条第 1 項の規定により、なお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設及び知的障害者援護施設に係る貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条、附則第 6 条及び第 7 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	100 分の 70	100 分の 75

※ 地震防災対策のための改築又は改修事業等並びに石綿の除去等のための整備事業に係る貸付金の限度額については、従前どおり「100 分の 80」とする。

◆石綿除去等のための整備事業等に係る優遇措置（継続要求）

平成 21 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例」を次表のとおり延長する。

【附則第 5 条及び第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 22 年度まで	平成 21 年度まで

◆金融機関との取引状況悪化に係る経営安定化資金の優遇措置（継続要求）

平成 22 年 3 月 31 日までとされていた「金融機関との取引状況の変化で資金繰りに困難を来している病院へ貸し付ける貸付金に係る償還期間及び貸付金の限度額の特例」を次表のとおり延長する。

【附則第 15 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 23 年 3 月 31 日まで	平成 22 年 3 月 31 日まで

◆定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付金の使途等の特例

対象期間である平成 24 年 3 月 31 日までの事業として、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金については、次表のとおりとする。

【附則第 24 条関係】

貸付金の使途	【新】	【旧】
貸付金の使途	<u>土地取得資金（定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を含む。）</u>	<u>土地取得資金</u>

## 2. 基金の廃止に係る改正

### ◆助成対象事業及び対象者を次表のとおり改める。

【第 32 条関係】

【新】	【旧】
<p>社会福祉振興事業を行う者に対する助成の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次に掲げるものを行う者とする。</p> <p>①! <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業</u></p> <p>②! <u>社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業</u></p> <p>③! <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業</u></p>	<p>社会福祉振興事業を行う者に対する助成の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次に掲げるものを行う者とする。</p> <p>①! <u>高齢者又は障害者の総合的在宅福祉事業及び生きがい・健康づくり事業の推進を図るための事業</u></p> <p>②! <u>高齢者又は障害者のための地域の福祉・介護基盤整備事業、社会参加促進事業及び緊急に充実を図る必要のある在宅福祉の推進を図るための事業</u></p> <p>③! <u>子育て支援事業及び青少年の非行防止・健全育成事業の推進を図るための事業</u></p> <p>④! <u>障害者スポーツの支援事業の推進を図るための事業</u></p> <p>⑤! <u>その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業</u></p>

### ◆助成を適正に行うために設置する委員会を次表のとおり改める。

【第 33 条関係】

【新】	【旧】
社会福祉振興助成事業審査・評価委員会	基金事業審査・評価委員会

### ◆調査研究等の業務を次表のとおり改める。

【第 36 条関係】

【新】	【旧】
<p>社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>①! <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>②! <u>社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>③! <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p>	<p>社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>①! <u>高齢者又は障害者の総合的在宅福祉事業及び生きがい・健康づくり事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>②! <u>高齢者又は障害者のための地域の福祉・介護基盤整備事業、社会参加促進事業及び緊急に充実を図る必要のある在宅福祉の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>③! <u>子育て支援事業及び青少年の非行防止・健全育成事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>④! <u>障害者スポーツの支援事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>⑤! <u>その他社会福祉事業の振興上必要と認められる調査研究等</u></p>

### ◆その他所要の改正を行う。

【第 34 条及び第 35 条関係】